（国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第二十七条　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成二十八年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（裏　面） 注意 1　請求者が日本人以外の場合であって、通常氏名を漢字以外で表記する場合は、アルファベットを用いて記入してください。 2　「裁定番号」及び「裁定年月日」には、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。 3　「種類」は、請求するものとして該当する方を○で囲んでください。 4　「払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関」の欄は、「ア」又は「イ」のうち希望するものを１つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。 なお、「ア　口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある方だけが記入してください。 5　この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号であるため、警察庁の所在地の記載の必要はありません。 郵便番号１００－８９７４ 警察庁長官官房給与厚生課長 6　この請求書について分からないところがありましたら、警察本部又は顧事官にお問い合わせください。 様式第５号（第10条関係） （表　面） 国外犯罪被害弔慰金等支払請求書 年　月　日 警察庁支出官　殿 氏　名 住　所 下記により国外犯罪被害弔慰金／国外犯罪被害障害見舞金の支払を請求します。 請求金額　円也 裁定番号：第　号 裁定年月日：　年　月　日 裁定公安委員会名：　公安委員会 種類：国外犯罪被害弔慰金・国外犯罪被害障害見舞金 払渡しを希望する方法及び機関：ア　口座振込／銀行　本店／金庫　支店／預金の種類（　）／口座番号　第　号 イ　送金支払／郵便局 ◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。 （日本産業規格Ａ列４番）	（裏　面） 注意 1　請求者が日本人以外の場合であって、通常氏名を漢字以外で表記する場合は、アルファベットを用いて記入してください。 2　「裁定番号」及び「裁定年月日」には、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。 3　「種類」は、請求するものとして該当する方を○で囲んでください。 4　「払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関」の欄は、「ア」又は「イ」のうち希望するものを１つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。 なお、「ア　口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある方だけが記入してください。 5　この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号であるため、警察庁の所在地の記載の必要はありません。 郵便番号１００－８９７４ 警察庁長官官房給与厚生課長 6　この請求書について分からないところがありましたら、警察本部又は顧事官にお問い合わせください。 様式第５号（第10条関係） （表　面） 国外犯罪被害弔慰金等支払請求書 年　月　日 警察庁支出官　殿 氏　名 住　所 下記により国外犯罪被害弔慰金／国外犯罪被害障害見舞金の支払を請求します。 請求金額　円也 裁定番号：第　号 裁定年月日：　年　月　日 裁定公安委員会名：　公安委員会 種類：国外犯罪被害弔慰金・国外犯罪被害障害見舞金 払渡しを希望する方法及び機関：ア　口座振込／銀行　本店／金庫　支店／預金の種類（　）／口座番号　第　号 イ　送金支払／郵便局 ◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。 （日本産業規格Ａ列４番）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。